

# ご遺族のための 手続きガイド



## 福岡市早良区版

「ご遺族サポート窓口」をご利用ください。  
区役所内で必要な手続きの窓口・持ち物をご案内します。  
詳しくは P.1 をご覧ください。

### 令和 7 年（2025 年）度

1 ご遺族サポート窓口のご案内……	P.1	6 早良区役所で行う手続き……	P.6
2 区役所に来庁される際のご案内…	P.2	7 市役所関係で行う手続き……	P.12
3 よくあるご質問……	P.3	8 その他の機関で行う手続き……	P.14
4 早良区役所庁舎ご案内……	P.4	9 委任状に関するご案内……	P.16
5 問い合わせ先一覧……	P.5	10 相続登記について……	P.20

### 福岡市早良区役所

〒814-8501 福岡市早良区百道2丁目1番1号 電話 092-841-2131（代表）

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

## 1 ご遺族サポート窓口のご案内

ご遺族が、保険証の返却や年金関係など区役所で必要な手続きをスムーズに進められるよう「ご遺族サポート窓口」を設置しています。

「ご遺族サポート窓口ワンストップサービス」を利用する場合は、オンライン又は電話による事前予約が必要です。

### 「ご遺族サポート窓口ワンストップサービス」の特徴

- ① 複数の窓口をまわる必要がなく、移動の負担や窓口での待ち時間がありません。  
(手続きは1か所の専用窓口で行います)
- ② ご利用当日、必要な書類に記載する時間を短縮することができます。  
(手続きに必要な書類は、あらかじめ氏名、住所等を記載して準備します)

#### 【オンライン予約】

スマートフォンなどで、こちらの  
二次元コードを読み取ってください。



※こちらのドメイン (@city.fukuoka.lg.jp) の受信設定をお願いします。

#### 【電話予約】

**092-833-4347** : 早良区「ご遺族サポート窓口」  
受付時間：平日 9 時～ 17 時（年末年始を除く）

#### <注意事項>

- ・死亡届の届出状況が区役所で確認できない場合や、入力内容に不備がある場合などは、希望日時での予約をお受けできない場合があります。
- ・入力内容は、早良区役所内の関係窓口で情報共有されます。
- ・内容確認のため早良区役所から電話又はメールにてご連絡する場合があります。

#### ※「事前予約しない」場合

早良区役所 1 階③番窓口にお越しください。区役所内での手続きについてご案内します。

↓

ご自身で各窓口をまわり手続きをおこなっていただきます。

※15時以降に来庁した場合は、当日中にお手続きが完了しないことがありますので  
あらかじめご了承ください。

## 2 区役所に来庁される際のご案内

○持ち物チェックリスト ※予約時に持ち物をご案内します。  
あわせて6ページ以降の各手続きにおける「ご準備いただくもの」もご確認ください。

### 窓口に来られる方のもの

本人確認書類

1点

写真つきの書類



運転免許証、  
マイナンバーカード、  
パスポート、  
身体障害者手帳など

又は

2点

写真がついていない書類

〇〇保険証  
(資格確認書)

( 国民健康保険、  
社会保険、  
後期高齢者医療 )

介護保険  
被保険者証

介護保険被保険者証、  
年金手帳・証書など

認印

預金通帳

( )

### 亡くなられた方のもの

年金証書 (年金手帳、年金の郵便物)

国民健康保険被保険者証又は資格確認書

(□亡くなられた方が世帯主であった場合、同一世帯加入者全員分)

後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書

介護保険被保険者証

認定証 (国保 / 後期 / 介護限度額認定証、介護保険負担割合証)

交通用福祉 IC カード、タクシー助成券、まごころ駐車場利用証

医療証 (重度障がい者、ひとり親家庭等、子ども)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

受給者証 (小慢、難病、肝炎)

被爆者健康手帳

マイナンバーカード

住民基本台帳カード

死亡診断書の写し

会葬礼状、埋火葬許可書の写し、葬儀の領収書

( )

### 3 よくあるご質問

**Q1** 亡くなられた人の保険証などが見つからないのですが、手続きはできますか？

**A1** 証書類に不足がある場合は、状況にあわせてご案内いたします。  
記載されているもので事前に準備いただけなかったものがある場合は、手続きの際に窓口でお申し出ください。

.....

**Q2** 死亡届を出して、住民票に記載が終わってから手続きができると聞いていますが、どれくらい時間がかかりますか？

**A2** 提出後1週間程度かかります。  
※提出先や受付状況によって前後する場合がございます。

.....

**Q3** 手続きに「死亡の記載のある戸籍が必要」といわれました。すぐに取得できますか？

**A3** 「どこの市区町村の窓口で死亡届を提出されたか」と、「亡くなられた方の本籍地がどこか」によって、取得できるまでの日数が変わってきます。  
「死亡届を提出された市町村」と「本籍地の市町村」が同じでも、戸籍の記載が終わるまでに1週間程度かかります。  
※詳しくは、死亡届を提出された市町村又は本籍地の市町村にお尋ねください。

.....

..... MEMO .....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 4 早良区役所庁舎ご案内

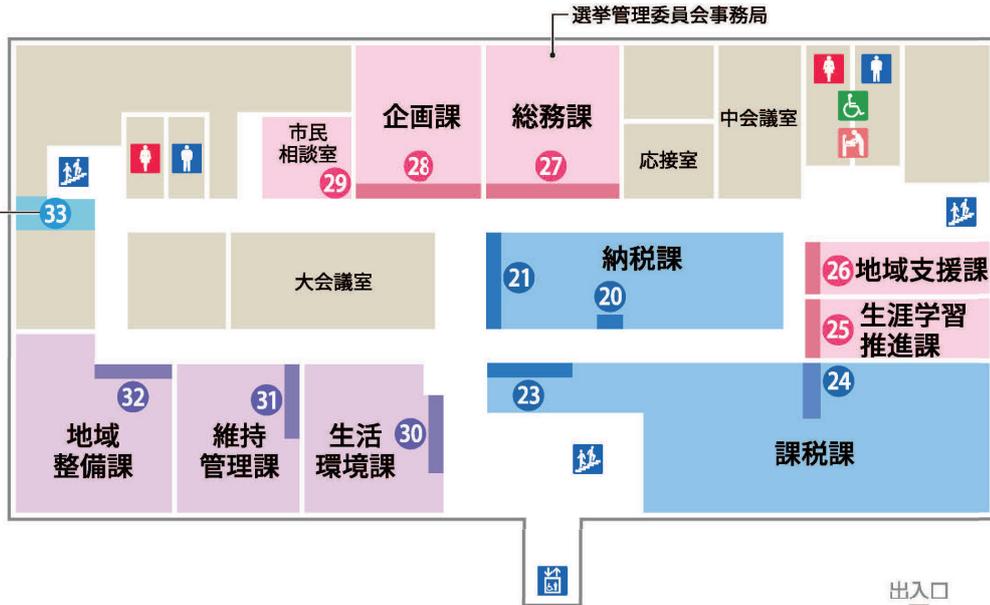
窓口のご案内

区役所の手続き

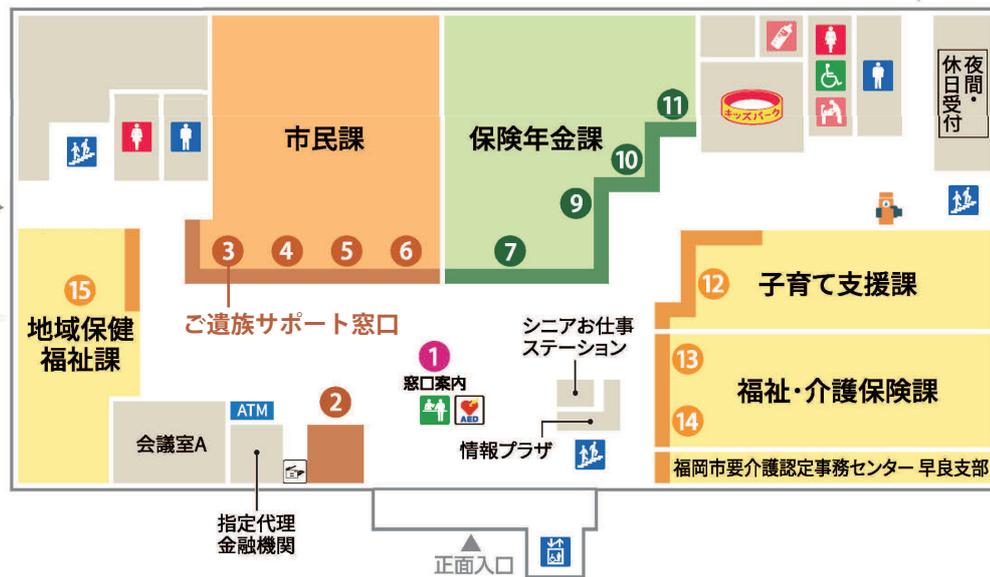
区役所外の手続き

委任状

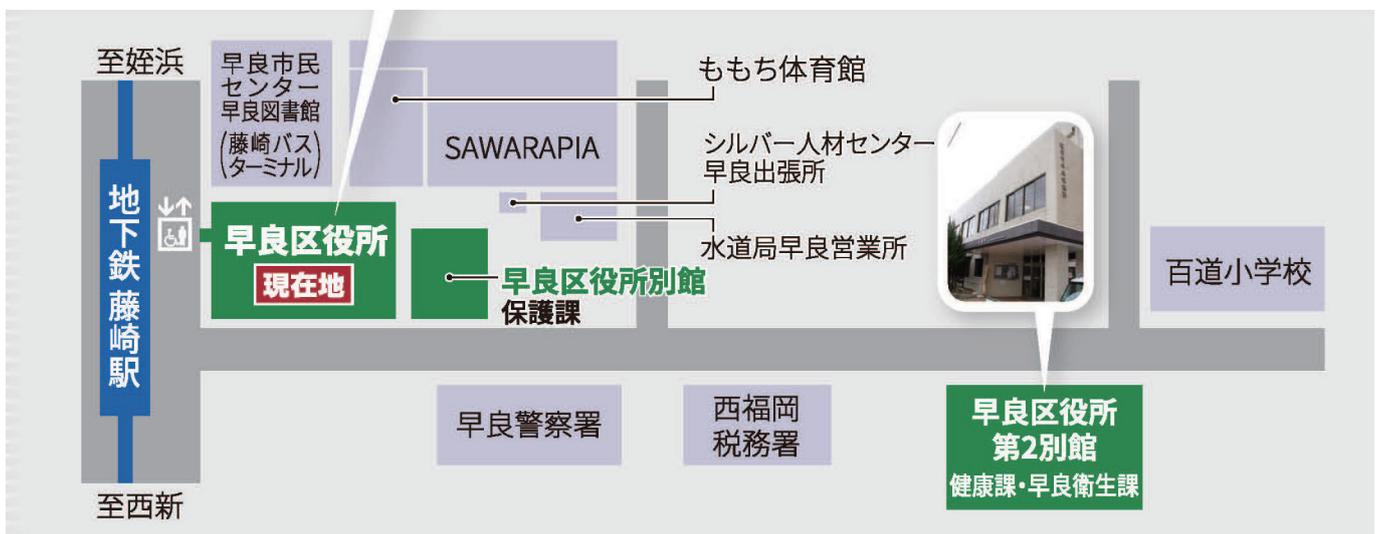
## 2F



## 1F



- 窓口案内
- 階段
- オムツ替え
- 身障者用トイレ
- マイボトル用給水スポット
- 男子トイレ
- エレベーター
- 授乳室
- マルチコピー機
- 女子トイレ
- AED
- キッズパーク



## 5 問い合わせ先一覧

主な手続き	窓口		電話番号/メールアドレス
世帯主変更 (住民票の写し、戸籍証明書等の申請)	市民課	④ 窓口係	【電話】 092-833-4311 【メール】 shimin.SWO@city.fukuoka.lg.jp
国民年金	保険年金課	⑨ 国民年金係	【電話】 092-833-4323 【メール】 hokennenkin.SWO@city.fukuoka.lg.jp
	入部出張所	入部 ⑤ 保険・福祉係	【電話】 092-804-2014 【メール】 irube.SWO@city.fukuoka.lg.jp
国民健康保険、後期高齢者医療、各種医療証の返却等	保険年金課	⑦ 保険係	【電話】 092-833-4372 【メール】 hokennenkin.SWO@city.fukuoka.lg.jp
	入部出張所	入部 ⑤ 保険・福祉係	【電話】 092-804-2014 【メール】 irube.SWO@city.fukuoka.lg.jp
国民健康保険、後期高齢者医療の葬祭費申請、高額療養費の申請	保険年金課	⑪ 給付係	【電話】 092-833-4371 【メール】 hokennenkin.SWO@city.fukuoka.lg.jp
	入部出張所	入部 ⑤ 保険・福祉係	【電話】 092-804-2014 【メール】 irube.SWO@city.fukuoka.lg.jp
介護保険	福祉・介護保険課	⑭ 介護サービス係	【電話】 (介護サービス係) 092-833-4355 (高齢者福祉係) 092-833-4352 (障がい者福祉係) 092-833-4353 【メール】 fukushi.SWO@city.fukuoka.lg.jp
高齢者乗車券		高齢者福祉係	
身体障害者手帳、療育手帳、福祉乗車券、障がい福祉サービス、まごころ駐車場		⑬ 障がい者福祉係	
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証等	健康課	第2別館 ⑥ 健康づくり係	【電話】 (精神保健福祉業務) 092-851-6015 (健康対策業務) 092-851-6012 【メール】 kenko.SWO@city.fukuoka.lg.jp
特定医療費(指定難病)受給者証、被爆者健康手帳等		第2別館 ⑦	
児童手当、児童扶養手当等の変更	子育て支援課	⑫ こども家庭福祉係	【電話】 (こども家庭福祉係) 092-833-4354 (こども相談第1・2係) 092-833-4398 【メール】 kosodate.SWO@city.fukuoka.lg.jp
子どもの養育相談		こども相談第1・2係	
市県民税納税通知書送付先の変更	課税課	⑳ 市民税係	【電話】 (市民税係) 092-833-4320 (固定資産税土地係) 092-833-4326 【メール】 kazei.SWO@city.fukuoka.lg.jp
固定資産税納税通知書送付先の変更		㉔ 固定資産税土地係	
市税の納付、納付相談	納税課	㉔ 第1～4係	【電話】 (第1～4係) 092-833-4317 (管理係) 092-833-4318 【メール】 nozei.SWO@city.fukuoka.lg.jp
市税に関する証明の申請		㉕ 管理係	
改葬許可申請	生活環境課	⑳ 環境衛生係	【電話】 092-833-4343 【メール】 seikatsukankyo.SWO@city.fukuoka.lg.jp
法律相談・司法書士相談の予約 (平日9時～17時)	市民相談室	㉙ —	【電話】 092-833-4308

## 6 早良区役所で行う手続き

### ◆住民登録

亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
3人以上の世帯の世帯主だった ※15歳以上の世帯員が2人以上いる場合のみ	世帯主の変更	新世帯主	(代理人の場合) □新世帯主からの委任状	亡くなられた日から14日以内	1階④窓口 市民課 (窓口係) 092-833-4311
<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証を持っていた</li> <li>・マイナンバーカード又は通知カードを持っていた</li> </ul> <p>※印鑑登録証はハサミを入れて破棄してください。 ※マイナンバーカード又は通知カードは、相続手続き等に必要な場合があるため、手続き終了後にハサミを入れて破棄するか区役所へお返しく下さい。</p>					

### ◆年金

亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
国民年金のみを受給していた	未支給年金の請求  ※年金の種類により、年金事務所をご案内することがあります。その際は、ご準備いただくものを説明します。	生計が同一であった親族	□マイナンバーカード又は通知カード(請求者) □請求者との関係がわかる戸籍謄本等 □世帯全員の住民票(本籍・続柄記載)	速やかに	1階⑨番窓口 保険年金課 (国民年金係) 092-833-4323
国民年金のみに加入していた	遺族年金・死亡一時金・寡婦年金の請求  ※年金の種類により、年金事務所をご案内することがあります。その際は、ご準備いただくものを説明します。	続柄・年齢等により制限があります。窓口でご相談ください。	□年金証書、年金手帳 □預金通帳(請求者) □生計同一関係申立書  遺族年金を請求する場合、上記に加え □死亡診断書の写し		

入部出張所  
⑤窓口  
保険・福祉係  
092-804-2014

### <参考> 区役所以外での年金手続きが必要な場合

亡くなられた方が	手続き内容	窓口・問い合わせ先
国民年金以外の年金に加入・受給していた	厚生年金・国民年金(老齢) ・未支給年金 ・遺族厚生年金	西福岡年金事務所 ※年金ダイヤル 092-883-9962 0570-05-1165
	共済年金	加入していた共済組合
	恩給	総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
	企業年金	企業年金コールセンター 0570-02-2666
	農業者年金	農業委員会事務局 092-733-5777

## ◆健康保険

亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
国民健康保険 又は 後期高齢者医療に 加入していた	保険証等の返還及び送付 先変更等	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 保険証又は資格確認書（国民健康保険、後期高齢者医療） <input type="checkbox"/> 各種医療証（重度障がい者、ひとり親家庭等、子ども） ※お持ちの方は以下もご準備ください。 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> よかドック受診券 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 <input type="checkbox"/> はりきゅう受療証	速やかに	1階⑦番窓口 保険年金課 （保険係） 092-833-4372 入部出張所 ⑤窓口 保険・福祉係 092-804-2014
	国民健康保険の世帯主変更	新世帯主	<input type="checkbox"/> 加入者全員の保険証又は資格確認書 <input type="checkbox"/> 加入者全員のマイナンバーがわかるもの		
国民健康保険以外に加入しており、家族を扶養していた	家族の国民健康保険加入手続き ※オンライン申請ができる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。	新世帯主	<input type="checkbox"/> 健康保険等資格喪失証明書 ※手続きは亡くなられた方が加入していた健康保険の保険者へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 加入者全員のマイナンバーがわかるもの		
国民健康保険 又は 後期高齢者医療に 加入していた	葬祭費の支給申請	喪主	<input type="checkbox"/> ①会葬礼状（原本）、 <input type="checkbox"/> ②埋火葬許可証（コピー可）、 <input type="checkbox"/> ③葬儀の領収書（原本）のいずれか <input type="checkbox"/> 喪主の通帳（コピー可）	葬祭を行った日の翌日から2年以内	1階⑪番窓口 保険年金課 （給付係） 092-833-4371 入部出張所 ⑤窓口 保険・福祉係 092-804-2014
	高額療養費(*1)の払戻し ※手続き内容により戸籍謄本が必要になる場合があります。	<亡くなられた方が国民健康保険の世帯主の場合> 相続代表人(*2)	<input type="checkbox"/> 相続代表人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 相続代表人の通帳 <input type="checkbox"/> 相続代表人の印鑑（認印可） <input type="checkbox"/> 医療機関の領収書（原本）	診療年月の翌月1日から2年以内	
		<亡くなられた方が国民健康保険の世帯主以外の場合> 国民健康保険の世帯主	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の世帯主の保険証又は資格確認書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険の世帯主のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険の世帯主の通帳 <input type="checkbox"/> 医療機関の領収書（原本）		
<亡くなられた方が後期高齢者医療制度対象者の場合> 相続代表人(*2)	<input type="checkbox"/> 相続代表人の通帳 <input type="checkbox"/> 相続代表人の印鑑（認印可）				

\*1 高額療養費…高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

\*2 相続代表人…法定相続人のうち各種手続きの通知先になる方です。所有権や相続割合を決めるものではありません。

## 6 早良区役所で行う手続き

### ◆介護保険・高齢者

亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
高齢者福祉サービスを受けていた	高齢者乗車券等の返還	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 交通用福祉ICカード <input type="checkbox"/> タクシー助成券 <input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証 <input type="checkbox"/> 緊急通報システム用通報機器	速やかに	1階⑭窓口 福祉・介護保険課 (高齢者福祉係) 092-833-4352
65歳以上 又は 要支援・要介護 の認定を受けていた	介護保険被保険者証等の返還及び送付先変更(*3)	親族	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担割合証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証	速やかに	1階⑭窓口 福祉・介護保険課 (介護サービス係) 092-833-4355
	高額介護サービス費の未支給分の請求(*4)	相続代表人(*2)	<input type="checkbox"/> 相続代表人の通帳 <input type="checkbox"/> 相続代表人の印鑑(認印可) ※戸籍謄本が必要な場合があります。	サービス提供の日の翌月初日から2年以内	

### ◆障がい

亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
身体障害者手帳、療育手帳等 を持っていた	身体障害者手帳・乗車券等の返還	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス(*5)受給者証 <input type="checkbox"/> 地域生活支援事業(*6)受給者証 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 交通用福祉ICカード <input type="checkbox"/> タクシー助成券 <input type="checkbox"/> 福祉乗車証 <input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証 <input type="checkbox"/> 未使用の支給/給付券(*7)	速やかに	1階⑬番窓口 福祉・介護保険課 (障がい者福祉係) 092-833-4353  重度障がい者医療証は 1階⑦番窓口 保険年金課 (保険係) 092-833-4372
	各種手当の喪失届		-		

\*2 相続代表人…法定相続人のうち各種手続きの通知先になる方です。所有権や相続割合を決めるものではありません。

\*3 単身の方が亡くなられた場合などに、関係通知の送付先となる方を決めていただきます。

\*4 高額な介護サービス費を支払われた場合、一定の自己負担限度額を超えた額が支給されます。

\*5 障がい福祉サービス…居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練のほか、共同生活援助(グループホーム)など。

\*6 地域生活支援事業…移動支援(ガイドヘルプ)、日中一時支援、訪問入浴サービスなど。

\*7 支給/給付券…補装具費又は日常生活用具にかかわるもの。

## ◆障がい

亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)等を持っていた	精神障害者保健福祉手帳等の返還	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス(*5)受給者証 <input type="checkbox"/> 地域生活支援事業(*6)受給者証	速やかに	第2別館2階 ⑥番窓口 健康課 (健康づくり係) 092-851-6015
受給者証を持っていた(小慢・難病・肝炎) ※有効期限内のものに限ります。 ※還付請求中の方は速やかに手続きしてください。	小児慢性特定疾病医療受給者証の返還  特定医療費(指定難病)受給者証の返還  肝炎治療受給者証の返還	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証  <input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 ※還付請求中の方は下記書類も併せてご準備ください。  <input type="checkbox"/> 申立人(相続人)名義の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む) <input type="checkbox"/> 申立人が受給者の相続人と確認できる書類  <input type="checkbox"/> 肝炎治療受給者証 ※還付請求中の方は下記書類も併せてご準備ください。  <input type="checkbox"/> 申立人(相続人)名義の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む) <input type="checkbox"/> 申立人が受給者の相続人と確認できる書類	医療費・施設利用料の精算後	第2別館2階 ⑦番窓口 健康課 (健康づくり係) 092-851-6012

\*5 障がい福祉サービス…居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練のほか、共同生活援助(グループホーム)など。

\*6 地域生活支援事業…移動支援(ガイドヘルプ)、日中一時支援、訪問入浴サービスなど。

## ◆被爆者

亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
被爆者健康手帳を持っていた	被爆者健康手帳の返還 葬祭料の支給申請 死亡届 (葬祭料の支給申請を行う場合は省略可) ※各種手当の受取人変更手続きもあります。事前に窓口へご相談ください。	喪主	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書(コピー可) <input type="checkbox"/> 消除された住民票(世帯主名と続柄の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 埋火葬許可証(コピー可)又は会葬礼状 <input type="checkbox"/> 喪主の通帳 <input type="checkbox"/> 手当証書	速やかに	第2別館2階 ⑦番窓口 健康課 (健康づくり係) 092-851-6012

## 6 早良区役所で行う手続き

### ◆子ども

窓口のご案内	亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
区役所の手続き	18歳以下 又は 18歳以下の子を 養育していた	児童手当等の変更 手続き（児童手当・児童 扶養手当・特別児童扶養 手当・第3子優遇事業） 児童扶養手当等の認定 請求（児童扶養手当・ 災害遺児手当） 認可保育園に関する手 続き（認可保育園退所 届・家族構成変更届）	児童の 養育者(*8)	家庭の状況により必要 書類が異なります。 事前に窓口へご相談くだ さい。	速やかに	1階⑫番窓口 子育て支援課 (こども家庭福祉係) 092-833-4354
	18歳以下の子を 養育していた	ひとり親家庭等医療証 の申請		家庭の状況により必要 書類が異なります。 事前に窓口へご相談くだ さい。	速やかに	1階⑦番窓口 保険年金課 (保険係) 092-833-4372  入部出張所 ⑤窓口 保険・福祉係 092-804-2014
	保護者が亡くな り、18歳未満の 子の養育者がい なくなった	子どもの養育相談 (子育てや家庭の問題 に関する相談)	特に指定は ありません	特にありません	随時	1階⑫番窓口 子育て支援課 (こども相談第1・2係) 092-833-4398 092-833-4348

\*8 養育者…児童と同居してこれを監護し、その生計を維持する方。

内容	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	問い合わせ先
妊婦で妊婦のため の支援給付の 給付金の申請を していない方	妊婦のための支援給付 による給付金の申請	児童の養育者 (*8)	コールセンターへ お尋ねください。	福岡市妊婦のための支援給付 (出産・子育て応援事業) 事務局 (コールセンター) 092-406-0896

## ◆税金

亡くなられた方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
市県民税の納税義務者であった	市県民税納税通知書送付先の変更 ※郵送・オンライン可	相続人	<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本、遺言書など)	随時	2階 <sup>⑲</sup> 番窓口 課税課 (市民税係) 092-833-4320
早良区内の土地・家屋の所有者であった	固定資産税納税通知書送付先の変更 ※郵送・オンライン可	相続人	<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本、遺言書など)	随時	2階 <sup>⑳</sup> 番窓口 課税課 (固定資産税土地係) 092-833-4326
市税の納税義務者であった	市税の納付及び納付相談	相続人・親族等	<input type="checkbox"/> 納税通知書、納付書等	随時	2階 <sup>㉑</sup> 番窓口 納税課 092-833-4317

内容	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
亡くなられた方の市税の証明が必要になった	市税に関する証明の申請	相続人	<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本、遺言書など) <input type="checkbox"/> 亡くなられたことが記載された、戸籍又は住民票	随時	2階 <sup>㉒</sup> 番窓口 納税課 (管理係) 092-833-4318

## ◆改葬

内容	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
改葬	改葬許可申請 (早良区内の墓地・納骨堂に納めている遺骨を別の墓地・納骨堂に移したい。) ※郵送可(要返信用封筒)	親族等	<input type="checkbox"/> 改葬許可申請書(2部) ※自署(又は記名押印)の場合は本人確認書類不要です。	—	2階 <sup>㉓</sup> 番窓口 生活環境課 (環境衛生係) 092-833-4343

## ◆法律相談・司法書士相談

内容	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
相続について相談したい ※相続税に関することは税務署へ	相続に関する相談 ①弁護士による法律相談(無料、毎週月曜日) ②司法書士相談(無料、毎月第3火曜日)	福岡市内に住むか通勤・通学する人	右記へお問い合わせください。 事前予約が必要です。	—	2階 <sup>㉔</sup> 番窓口 市民相談室 (企画課広報相談係) 092-833-4308

## 7 市役所関係で行う手続き

### ◆市営住宅

亡くなられた方が	主な手続き	問い合わせ先
市営住宅の入居者（名義人）だった		福岡市営住宅センター （福岡市住宅供給公社）
同居者が入居の承継をする	市営住宅入居承継承認申請	業務課業務係 092-271-2562
市営住宅を退去する	市営住宅の退去手続き	募集課募集係 092-271-2561
市営住宅に入居する同居者だった	市営住宅同居者異動届	業務課調査係 092-271-0901

### ◆上・下水道

亡くなられた方が	主な手続き	問い合わせ先	
水道を使用していた		福岡市水道局 お客さまセンター 092-532-1010 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始は休み	
名義人だった	名義人を変更する		名義人・料金支払方法変更の連絡
	使用を中止する		使用中止の連絡
井戸水を併用していた			世帯人数変更の連絡
井戸水のみを使用していた		使用者・世帯人数変更の連絡	道路下水道局 下水道料金課 092-711-4507
下水道受益者負担金を納付中 又は猶予中だった		下水道事業受益者変更届	

### ◆税金(125cc以下の原付バイク等)

亡くなられた方が	主な手続き	問い合わせ先
原付バイク等の所有者だった	原付バイク等の廃車・名義変更	財政局 資産課税課軽自動車税係 092-292-1604

### ◆霊園

亡くなられた方が	主な手続き	問い合わせ先
市立霊園の利用者だった	利用者の変更（利用権承継申請）※郵送可	福岡市霊園窓口 〔指定管理者（株）福岡植木〕 092-711-4869

### ◆森林

亡くなられた方が	主な手続き	問い合わせ先
福岡市内の森林（※）の所有者だった ※福岡県地域森林計画の対象森林に限ります。	森林の所有者届	農林水産局 森づくり推進課 092-711-4846

## ◆犬

亡くなられた方が		主な手続き	問い合わせ先
犬の飼い主だった			
新しい 飼い主の住所	福岡市内	所有者の変更（登録事項の変更）	東部動物愛護管理センター 092-691-0131
	福岡市外	所有者の変更（登録事項の変更）	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場

## ◆農地

亡くなられた方が		主な手続き	問い合わせ先
福岡市内の農地の所有者だった			農業委員会事務局
農地の所在地	福岡市内全域 （西部出張所管内を除く）	農地法第3条の3第1項の届出	農地調整係 092-733-5777
	福岡市西区 （玄界島を除く）		西部出張所 092-806-9435

## ◆空き家

亡くなられた方が		主な手続き	問い合わせ先
戸建住宅を所持していた			住宅都市局 住宅計画課 092-711-4598
相続した住宅（空き家）の売却又は賃貸を 考えている	福岡市空き家バンクへ登録（任意） ※郵送可		
相続した住宅（空き家）を売却し、譲渡 所得の税控除を受けたい （空き家の譲渡所得の3,000万円特別控 除）	被相続人居住用家屋等確認申請書 ※郵送可		

## ◆ごみ(通常のごみ出しでは処理きれない場合)

内容	主な手続き	問い合わせ先
自分で処理施設へ持ち込む	自己搬入ごみ事前受付センター に申込	自己搬入ごみ事前受付センター 092-433-8234 月～土 8:30～16:00 ※1/1～1/3 休み
福岡市が許可した収集業者に依頼する	担当区域のごみ収集業者に収集 を依頼	協同組合福岡市事業用環境協会 092-432-0123 月～金 9:00～17:00 第1・3・5土曜日 9:00～12:00 ※祝日を除く

## 8 その他の機関で行う手続き

○戸籍謄本等は、申出により原本を返却される場合がありますので、契約会社等にご確認ください。  
 ○手続きに必要な書類は同一区分の手続きでも、契約会社・契約内容・取引状況等によって、書類（戸籍・住民票及び税に関する証明書等）の種類や枚数が違うことがありますので、先に契約先や手続き先官公庁にお問い合わせいただいてから区役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

### ◆保険・預金・株式等

区分	問い合わせについて
保険 (生命保険・簡易保険・損害保険等)	保険会社・契約内容等により必要書類が異なります。 加入していた保険会社又は代理店・郵便局にご確認ください。
預貯金口座等	金融機関・取引状況等により必要書類が異なりますので、金融機関等にご確認ください。
株式等	証券会社や取引状況により必要書類が異なりますので、金融機関等にご確認ください。
国債（戦没者弔慰金）	償還金支払場所（国債裏面記載の郵便局等）又は証券保管証書に記載の郵便局にご確認ください。

### ◆国税・不動産

区分	問い合わせについて
国税関係 (相続税・所得税・消費税)	西福岡税務署 092-843-6211 ※納税地の税務署等を案内されることがあります。
不動産 (土地・家屋等相続登記)	不動産が早良区所在の場合 福岡法務局西新出張所 092-831-4114（代表） ※早良区以外に所在している不動産の場合は所在地の法務局を案内されることがあります。

### ◆電話

区分	問い合わせについて
固定電話	各契約会社 (NTT西日本の場合) 局番なし116、携帯からは0800-2000116
携帯電話	各契約会社

## ◆電気・ガス・NHKなど

区分	問い合わせについて
電気・ガス・インターネット・ケーブルテレビ	各契約会社
NHK受信料	NHK受信契約フリーダイヤル 0120-151515
クレジットカード	各契約会社
運転免許証	最寄りの警察署・運転免許試験場（原則手続き不要）
パスポート	福岡県パスポートセンター 092-725-9001

## ◆自動車・バイク

区分	問い合わせについて
普通自動車	（自動車税に関すること） 福岡県西福岡県税事務所 092-735-6214
	（名義変更等に関すること） 九州運輸局福岡運輸支局 050-5540-2078（自動音声案内）
軽自動車（三・四輪） 二輪の軽自動車 （125cc超250cc以下のバイク） 二輪の小型自動車 （250cc超のバイク）	（軽自動車税の申告に関すること） ◆軽自動車（三・四輪） （一社）全国軽自動車協会連合会福岡事務所 ◆二輪軽自動車・二輪小型自動車 （一社）全国軽自動車協会連合会福岡事務所 千早分室 092-410-8090（両事務所の電話番号は共通）
※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されるため、名義変更・廃車等は早めの手続きをおすすめします。 ※125cc以下の原付バイク等は12ページをご覧ください。	（名義変更・廃車等に関すること） ◆軽自動車（三・四輪） 軽自動車車検協会 福岡主管事務所 050-3816-1750 ◆二輪軽自動車・二輪小型自動車 九州運輸局福岡運輸支局 050-5540-2078（自動音声案内）

## ◆遺言等

区分	問い合わせについて
遺言書・相続放棄	手続き期限や必要書類及び関係者との協議内容は手続き種類や具体的内容によって異なりますので、速やかに被相続人住所地の家庭裁判所にお問い合わせください。 （参考）福岡家庭裁判所（家事事件受付係） 092-981-9605
法定相続情報証明制度	詳細は法務局へご確認ください。 福岡法務局（本局） 092-721-4570（代表） ◆法務局ホームページ <a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html">http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html</a>

## 9 委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要です。

### 【委任状の様式について】

- 住民票の写し等を請求する場合は17ページ、税務証明書を請求する場合は19ページを参照ください。
- 記載例は住民票の写し等を請求する場合です。
- 17・19ページの委任状を利用される場合は、委任事項を必ず記載してください。
- 不明な点は窓口にお問い合わせください。

※委任者（本人）が  
全項目を記載してください。

(記載例)	
<b>委 任 状</b>	
代理人（頼まれた人）	
住 所	福岡市早良区百道1丁目8番1-201号
氏 名	博 多 花 子
生年月日	明・大・ <b>昭</b> ・平 年 月 日
私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。	
1	世帯主の変更に関すること。
2	住民票の写しの請求並びに受領に関すること。
3	戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。
4	葬祭費の申請に関すること。
令和	年 月 日
委任者（本人）	
住 所	福岡市早良区百道1丁目8番1-101号
氏 名	福 岡 太 郎 印（自署又は記名押印）
生年月日	明・大・ <b>昭</b> ・平 年 月 日
平日昼間に連絡がとれる電話番号（090） -	

※委任事項2に関する委任状の場合は  
本籍地や続柄の記載の有無を、委任  
事項3に関する委任状の場合は本籍、  
筆頭者氏名、必要な証明の種類を、  
あらかじめ代理人へ伝えてください。

また、必要な通数も伝えてください。

### 【その他参考】

- 委任状の他に、代理人ご自身の本人確認資料（運転免許証・健康保険証など※2ページ参照）が必要です。また、市税に関する証明を請求する場合や、国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続きを行う場合は、委任者の本人確認ができるもの（運転免許証・パスポートなど、写し可）も必要です。
- 市税に関する証明や固定資産課税台帳等の閲覧を請求する場合は、相続人であることがわかる書類が必要です。
- マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを代理人が請求する場合は、本人の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。
- 申請書は福岡市のホームページからダウンロードできます。  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/lifeinformation/net-tetsuduki/downloadservice/index.html>
- 偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象になります。

# 委任状

代理人（頼まれた人）

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1

\_\_\_\_\_

2

\_\_\_\_\_

3

\_\_\_\_\_

4

\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

委任者（本人）

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

印（自署又は記名押印）

\_\_\_\_\_

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号（ ） ー

窓口のご案内

区役所の手続き

区役所外の手続き

委任状

# 委任状 (税務証明交付申請用)

(代理人) 頼まれた人

住 所

---

氏 名

---

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求及び受領を委任します。

(1) 証明書の名称 ( ) 証明

(2) 証明書の年度及び通数 ( ) 年度 ・ ( ) 通

福岡市 ( ) 区) 長 様

年 月 日

(委任者) 頼んだ人

住 所

---

本人署名

---

(委任者が法人の場合は押印)

※窓口申請の場合は、委任者及び代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）を提示していただきます。（委任者の本人確認書類については、写し可）

郵送請求の場合は、委任者及び代理人の本人確認書類の写しを送付してください。

※訂正箇所には委任者の訂正署名（二重線で消し、署名）を行ってください。

※3か月以内の日付のもののみ有効。

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。